

本会議録には、非公表の取扱いとなっている予定価格、落札率等が含まれているため、該当箇所は「(非公表)」と表記しています。

平成22年度 第2回
鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会会議録

日 時 平成22年6月23日(水)午後2時
場 所 米子市淀江支所2階 第3会議室
出席者 委 員：田中会長、中井委員、池田委員、田原委員、村山委員
事務局：足立次長、亀尾次長、末吉次長、本池次長、斉木課長、舩越主査、岩本主査、矢倉主査、神庭総務課長補佐、神庭環境資源課長補佐、西田環境資源課長補佐、林原主任
傍聴者：なし
議 題 1 入札及び契約の運用状況(平成21年度予算に係る契約分)について
2 その他
配付資料 入札及び契約の運用状況 抽出案件資料(平成21年度予算に係る契約分)

会議内容

(日程1)開会 14:03開会

田中会長 それでは、皆さん、定刻を過ぎましたので、第2回審議会を開会したいと思いますけれども、まず冒頭にお断りしておきますけれども、中井委員さん、ちょっと勘違いがあったようでございまして、30分ほど遅れて到着の予定のようでございますので、その間、出席委員の皆さんで進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(日程2)会長あいさつ

田中会長 それから、事務局の皆さんに私の方から一言ご挨拶といたしますか、先だっこの第1回の審議会で、私が会長ということのご指名をいただきまして、この席に座らせていただいております。今後、審議に当って、資料あるいはそれぞれの説明等、審議にご協力いただきますようお願いを申し上げておきます。それでは、委員の皆さんには大変お忙しいときであったでしょうに、ご参集いただきましてありがとうございました。今日はかなりの案件といたしますか、普通といたしましうか、12件ですか、皆さん方からそれぞれご指定をいただきました案件について、ご審議いただく、そして、それには事務局の皆さんからそれなりの説明をいただくという段取りで、一つ一つ進めていきたいと思っております。審議に当っては、皆さんにお配りしてあります審議案件一覧表のナンバー順にいきたくと思っておりますけれども、中井委員さんが、到着が遅れるということでもありますので、中井委員さんの指定の案件は後回しにしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

(日程3) 審議事項

入札及び契約の運用状況(平成21年度予算に係る契約分)について

田中会長 それでは、審議案件一覧表の1で、これは1、2は中井委員さんですね、そうすると3のリサイクルプラザ破碎設備補修工事の審議に入りたいと思いますが、審議に入る前に指定いただきました理由と伺いますか、思いをそれぞれ指定いただきました委員さんに簡単に申し上げていただきまして、事務局の説明を求めたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

 それでは、3番は、私と池田委員さん、田原委員さん、3人からの指定でございます。池田委員さん、理由をお願いいたします。

池田委員 選びましたのはですね、落札率が99.98パーセントと非常に高いんで、若干違和感を感じたことと、あと希望が5者あったんですが3者が辞退している、その辞退理由は何だったのかなと。過半数が辞退するというのは今までちょっと、あまり経験がないものですから、そこがちょっと引っかかったところで、その2点に引っかかったものですから、ちょっとお聞きしたいので、挙げさせていただきました。

田中会長 田原委員さんお願いいたします。

田原委員 こちらのほうにも書いてあるように、私が挙げさせてもらった案件は、どれも入札参加者が複数で最高入札額で入札されているものを挙げています。入札というのは、安いところが落とすというようなイメージがあって、これは一番高いところで落札されているというのが気になったので、3を選んだものです。

田中会長 私も指定させていただきましたけれども、私も同様な理由になると思いますけれども、5者指名された中で3者が辞退、2者の入札で1者が失格、最高入札者が落札者となったあたりの説明をお願いしたいと思います。

 それでは3者から簡単に説明がありましたので、事務局の方からそれについて説明をしてください。

足立次長 まず、入札の状況等について、入札を執行しました総務課の方から説明させていただきます。入札の申込みは、今ありましたように5者からございまして、3者が辞退ということで、これは郵便入札でございますので、辞退届そのものを郵便で送ってきますものですから、開封した時点で2者の入札ということでございます。もう1点、辞退の理由については、ちょっと専門的な理由もあると思いますので、担当課の方にちょっとお答えしてもらいたいと思いますが、次の、落札率が99.98パーセントで高いという理由でございますが、これは、先ほど5者の指名で3者辞退ということで、工事入札に関しましては、予定価格を公表しております。最低制限価格が予定価格の83.16パーセントに設定しております。それで、2者が残られまして、1者が予定価格の80パーセントで入札されました。もう1者が99.98パーセント、かなり格差があつての入札額でございます。従いまして、最低制限価格以下の80パーセントで入れた業者さんが失格ということで、この入札での落札者は残念ながら99.98パーセントの業者さんが落札されたという結果でございます。以上でございます。

岩本主査 辞退理由についてでございますけれども、これは確認を取っておりませんので、きちんとした、どうして辞退されたのか、各会社が、3者がどういった理由で辞退されたのかというのは分かりませんが、一般的に推測の範囲でございますけれども、まず1点は、設計書等を確認してみたら、自分のところの請け負う技術に相当しなかった、該当しなかったことでの工事内容による辞退が考えられます。それと合わせまして、社内で積算してみたら、うちが予定価格を公表していますので、その価格以上になって採算が取れないということで辞退されたのか、そこから辺はちょっと推測の域で申し訳ないですけども、そのようなことが想定されるんじゃないかなと、あくまでもこれは推定で考えております。

田中会長 事務局の説明は以上のようにあります。ご指定いただきました委員さん、また村山委員さん、ご意見がございましたら、どうぞご発言お願いいたします。

村山委員 あまりこういうのに詳しくないので、ちょっと教えてもらいたいですけども、辞退するというのは、一旦申し込んでおいて辞退するような形になるんですか。時系列がちょっと分からなくて。

神庭総務課長補佐 そうです。一旦申込みをされまして、うちの方は入札に参加される資格があるかどうか審査いたしまして、指名通知を出します。その後、工事の場合は郵便入札になりますので、辞退ということで意思表示があるということです。

村山委員 もう一つ質問なんですけども、この入札の基準でいきますと、予定価格の80パーセント以上で最低制限価格ですと、これ自体は業者さんは知っていることですか。

神庭総務課長補佐 最低制限価格の計算式を出しますけれども、そのものの金額は事前には公表しておりません。事後に公表しております。予定価格だけを事前に公表いたしまして、こういう計算式、例えば、直接工事費と共通仮設費と現場管理費の10分の7、一般管理費の5分の1を足して消費税を掛けるとかという計算式は出しますけれども、数字自体は出しておりませんので、最低制限価格がいくらになるかは、その業者さんが積算されないと推定が出来ないという格好になっております。

村山委員 一応積算すると推定は、業者さんは出来るもんなんですか。

神庭総務課長補佐 出来ると思います。全く同じ価格にはならないと思いますけども。

村山委員 80パーセント以下で入札された業者さんがあったという話のようだったので。

足立次長 ちょっとそこが説明不足でしたが、予定価格は公表しておりまして、1者だけ予定価格の80パーセントで入札されたということで、その方が83.16パーセントより下で入れられましたので、失格になったということでございます。

神庭総務課長補佐 最低制限価格をうちは83.16パーセントで設定しておりまして、それ以下の額で入札されましたので、最低制限価格以下ということで失格ということなんです。

村山委員 はい、ありがとうございます。

田中会長 その他ご意見ありますか。

田原委員 質問なんですけど、他のところもたくさん失格ということがありますが、失格というのは基本的に最低制限価格以下というのが失格なんですか。

足立次長 はい、そうです。

田原委員 業者の資格とかは最初のこの、これでいくと左手の表でいろんな業者自体のことは審査されて、そして料金を出してきた後での失格というのは、最低制限価格による失格ということですね。

池田委員 最低制限価格が83.16パーセント、価格を、予定価格の公表をすると、大体その、入札のときに自分が受けようと思えば、85パーセント前後で入札されるんですよ、その辺にかたまるんですよ、あの、積算せずに。それで、事前公表のよし悪しというのもちょっとまあ、いろいろあってですね、県では去年辺り、事前公表を止めてちょっとやってみる部分と、公表した部分とでやって、公表しなくてどうなったかというのを今一生懸命精査しているんですね。それで、公表するとどうしても最低制限価格が8割くらい、前後に設定しますんで、85パーセントくらいで入札するというのが多いんですけども、これについては99.98パーセントと非常に高い価格で入札しておられて、そこがちょっとなんか、今までの僕の経験からちょっと違和感を感じたと、これはまあそういうふうに入れられたんでしょけれど、普通であると予定価格の85パーセントから90パーセントくらいで入札されるのが多いと思っていたものですから、99.98パーセントというのはあまり今までの経験がなかったので、ちょっと違和感を感じた。このあたりを説明が付くような形をきっちりしておかれれば良いのかなという気がしましたけども。

田中会長 その他ご意見、ご質問がありましたら。

あまり会長として喋りたくはないんですけども、ちょっと計算機を持っておられるのでたいてい欲しいと思いますが、この発注表の中に、今村山委員さんから質問のあった最低制限価格があるので、予定価格の3分の2以上で設定というのは、これは予定価格が24,470,250円ですよ。この3分の2は幾らになります。

神庭総務課長補佐 3分の2ではなくて、最低制限価格は、8割以上、予定価格の8割以上ということにしております。

田中会長 だったらここをちょっと説明していただけますか。計算式が書いてありますけども、括弧で予定価格の3分の2以上で設定し、予定価格の10分の8に満たないときは10分の8とする、と書いてありますが、それが83.16に予定価格が設定されたというのはどういうことですか。今、計算機を持ってないので分かりませんが、3分の2以上で設定ということになっておりまして、それが、10分の8よりも低かったら10分の8だということですが、3分の2が10分の8よりも上回った金額になります？

亀尾次長 3分の2はもう本当にぎりぎりのラインで、それ以下でやったらいけないという本当にぎりぎりの線を示しておりまして、それ以上の価格設定をなさいということですので、10分の8が、基本的にはこの上の欄に書いてございます、現場管理費と一般管理費、これは5分の1という計算、これでいきますと、ほぼ80数パーセントになるかと思います。これが基本になりまして、それで、この場合で計算しても10分の8に満たなければ10分の8という設定が最低制限価格

ということになるかと思います。

神庭総務課長補佐

最低制限価格自体は、3分の2以上で設定できるんですが、この場合は10分の8以上で設定するようにしていますので、そういう意味です。3分の2以上で設定はしますが、計算上、10分の8を下回ってくると10分の8として、最低ラインを10分の8にしますという意味の記載にしております。

田原委員

表現がおかしいですね。予定価格の3分の2以上で設定し、予定価格の10分の8に満たないときは…って、3分の2は満たないですね。だから、その後に満たないときは10分の8とするということは、10分の8、何か非常に分かりにくいような。

田中会長

それで、そう書いてあるので、今、予定価格は83.16に設定したということをやったから、ちょっと私の知識として今確認をしているところですけども、なぜ10分の8でなくて、83.16になったのかなと。

神庭総務課長補佐

10分の8にしますのは、この計算式で計算したものが、79パーセントで出てきた場合には、80パーセントで最低制限価格を設定しますということです。計算上、80パーセントより低い最低制限価格が出てくると、それは自動的に80パーセントとして最低制限価格を設定するということです。

田中会長

そうすると、上の(直接工事費+共通仮設費+現場管理費の5分の1+一般管理費の5分の1)×1.05は、

亀尾次長

結果、ほぼ、80数パーセントが出ます。そのときに、さっき神庭補佐が言いましたように、もし、何らかのことで、79とか78とかという数字が出た場合は、80の方が最低制限価格、80を切ったらいけないというものです。一番最初の3分の2というのは、もう本当の最低ラインで、こんな限界はありえないところに一番最低のところを設定しておりまして、厳密にはあまり意味のない数字になっているのかなと思います。

田中会長

理解できました。制限価格は予定価格に対しての3分の2とか10分の8ですよ。

亀尾次長

はい。その辺、業者さんが大概の場合は、大体80何パーセントくらいかなという設定をされて、札を入れられるところもあると思うんですが、きちんと計算されるところは、いろいろな文献等や経験で、しっかりした算定に基づいて計算されるところが、かなり近い数字を出されることになるようです。

池田委員

ここの、(直接工事費+共通仮設費+現場管理費の5分の1+一般管理費の5分の1)×1.05、これが計算するとこの場合は83.16パーセントになるという意味ですよ。

亀尾次長

そうです。

池田委員

この計算式ですと最低制限価格が83.16パーセントなので、1者はそこまでいかないの、次の人、90何パーセントの人を落札としたということですよ。ですから、ここの最低制限価格は、金額とか仮設費とかでいろいろ違ってくるけども、それぞれ個別に最低制限価格を設けるということですよ。

亀尾次長

はい。

池田委員 そういう説明をしていただけるとこちらも分かるんです。何かちょっと説明が。専門家の方々はわかるんですが、素人の僕らにそういう格好で説明してもらおうと一般の方にも分かりやすいんじゃないかなと。

村山委員 もう1点、予定価格というのは、トータルの金額が出されるのですか、それとも直接工事費がいくらとかという積算根拠も出されるわけなんですか。

亀尾次長 いえ、全部空欄で。

神庭総務課長補佐 トータルの金額です。

村山委員 トータルの金額だけで、どれぐらいが現場管理費なのかといったことは公表されないんですね。

神庭総務課長補佐 ええ、向こうが積算をするということです。

亀尾次長 総額だけをお示しする格好になります。

田原委員 そうすると、これの割り振りが違ってくると、数値が違ってくるということですね。

神庭総務課長補佐 はい、計算が違ってきます。

田中会長 その他ご意見、ご質問がありましたら。

村山委員 予定価格、最低制限価格というのは、金額は税込で示されていますけども、入札は税抜金額と思うんですよ。それで、すごく見難い感じがあったんですけども。

神庭総務課長補佐 予定価格調書というのは、これに付けておりませんが、予定価格調書には、税込の予定価格と入札書が税抜きで入札しますので、入札書比較価格という格好で、税抜きの予定価格も入れております。それを見て比較をするということで、やっております。

村山委員 この入札執行表のところにある、予定価格とその下にある入札書比較価格というのが税抜きということですね。

神庭総務課長補佐 はい、そうです。

村山委員 最低制限価格の税抜きというのは、ないんですね。

神庭総務課長補佐 調書の方には税抜きで鉛筆書きをしております、すぐ比較できるように。それで、価格自体は税込で入れております。

村山委員 そうすると、これでいきますと、20,350,050円というのを税抜きにした金額とこの近畿工業さんの18,644,000円との比較ということですよ。

神庭総務課長補佐 そうです。

村山委員 だから、単純にこの2,000万と1,800万の比較じゃないんですね。

神庭総務課長補佐 ええ、そうです。

村山委員 なかなか見難いですね。

神庭総務課長補佐 入札していただくときの価格は、税抜きで入札していただきますので、比較できるような格好で、予定価格と最低制限価格をもって、比較してすぐ落札かどうかということを判断しています。

田原委員 単純な疑問なんですけど、入札価格だけ税抜きで、予定価格、最低制限価格は税込みで表示するものなんですか。

神庭総務課長補佐 予定価格、最低制限価格は税込みで表示する仕組みになっておりますので、ですが、入札していただくときには、税を抜いたもので入札して、後で契約額は税を入れたもので契約するという仕組みになっておりまして、こういう仕組みで入札するものですから、私どもも、税抜き、税込みの金額がパッと分からないと判断できないものですから、一応、入札の会場の方には、税抜きの入札金額と比較できる数字は全部用意しておいて、すぐ比較をしております。

田中会長 その他ございませんか。

池田委員 辞退理由は、あまり把握しておられないということだったのですが、辞退理由を聞くというのは、やっぱり良くないんですか。今後の参考のために、何でもかということを知るといことはおかしいことですか。

神庭総務課長補佐 おかしいということは、ないとは思いますが、一応、うちの入札の格好が、参加の希望があれば誰でも参加ができると、資格があれば、という格好を取っておりまして、工事などの場合には、郵便入札で全く他の参加者が分かりませんので、途中で相談して抜けるとか、ということがほぼ出来ないと思っております。それで、辞退されるケースは、先ほど、岩本主査が言われましたように、いろんなケースが考えられると思うんですが、業者個々の事情によりまして、うちは門戸は広く広げて、辞退される理由は問わずに都合が悪ければ辞退してもらっても構いませんというスタンスです。

田中会長 いろいろな意見がありました。その他は、特に最初の案件で、われわれ委員側の見解の統一といいますか、そういう話に今なっていますので、まずその辺りを、発注表の見方などについて、われわれ委員側の方が見解の統一が出来たら、次はスムーズに行くんじゃないかと思っていますので、ちょっとこの案件については時間が掛かりすぎていると思いますが、この際、皆さんこういう辺りのことでご意見・ご質問がありましたらどうぞ。

(意見・質問等なし)

田中会長 ないようでしたら、進みたいですが、この 3 については、委員会としては特段の意見はないということによろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

田中会長 では、そういうことで、3 は終了させていただきます。
そうしますと 4 に入らせていただきます。リサイクルプラザ搬送設備補修工事その 1 ということで、指定委員が私と中井委員さんと田原委員さんですが、中井委員さん、まだご到着になりませんので、田原委員さんよろしく願います。

田原委員 理由は先ほどと同じです。

田中会長 はい。私も前案件と一緒にさせていただきますので、省略させていただきます。その辺りにつきまして、同様の説明になりますかね、事務局の方でよろしく願います。

足立次長 同様な理由になるかと思えます。本件についても、入札参加者が 7 者ございまして、1 者を除く 6 者が最低制限価格を下回って失格ということで、その 1 者

が落札ということで、そういった価格になったということでございます。

田中会長
田原委員

はい。説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見どうぞ。

7者で出してきた、6者が最低制限価格を下回っているということになると、最低制限価格というものが、果たして適切な値なのかなというのが、ちょっと疑問に思うんですけども、もともとの予定価格であるとか、最低制限価格というのは、7者のうち6者が失格ということになるとちょっと疑問に感じるところがあるんですけども。

足立次長

説明させていただきます。この案件につきましては、先の案件より予定価格に対する最低制限価格の率は、84.3パーセントということで、参加された各者の積算的なところが結果的に低かった、皆さんある程度、計算式で設計して持ってこられますから、たまたま、6者全てがダメだったというこのように思います。それから、この予定価格に対する最低制限価格の制度でございますけど、これを公表して設定するという自体、先ほども亀尾次長の方からも申しましたけれども、安かるう悪かるうということで、安い設定で落札された人が、きちんと工事をやっていただけるかどうかというところの問題がありまして、そういう設定がされて、そういう制度ということで今やっておりますけども、池田委員さんの方からありましたように、県なんかでは、そのやり方が正しいかどうかということも双方で検討してみたりとかやっておりますし、私の方は、今米子市の入札制度の方に準じてやっておりますので、2年3年、やっていくことによって、そういう弊害があれば、いろいろなケースがあれば、また見直すということもありますけれども、こういった全ての工事入札の中で、こういった案件というのは、今のところ数多くないというか、あとは普通にやられているというケースがありますので、もうちょっと様子を見たいかなというところでございます。

田中会長

その他ご意見、ご質問がありましたら。

(14:35 中井委員入室)

田中会長

途中ですけれども、中井委員さん、先にさせていただいてすいませんけれども、今、会の進め方として、皆さんから指定いただきました案件について、一覧表としてナンバーが振ってありまして、その1番からやっていますけれども、中井委員さんの指定のものは後でという取扱いにしたいと思っていましたが、まだ、今3番が、1番2番が中井委員さんの指定で、3番4番が3名の指定になっておりまして、今3番だけが終わったところで、今4番に入っていますので、それぞれの指定委員さんから指定された理由、何か事務局に説明を求めたいことがあれば、発言をいただいて皆さんの意見を聞いておるところです。それで、今4番の案件について、田原委員さんの方からあって、今次長さんに答えていただいたところですが、4番ですので中井委員さんも指定になっていますので、指定された理由等ありましたら、お願いしたいと思いますのですがどうでしょうか。

中井委員

すいませんでした。続けてやっていただけないでしょうか。今ちょっと心の準備をいたしますので。

田中会長

はい。では、とりあえず、4番は中井委員さんの指定理由はとばして、進めて

いきたいと思いますが、どうでしょう、他の委員さん、ご意見ありますか。

(意見・質問等なし)

田中会長 ないということであれば、特段の意見はなしということで処理させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

田中会長 では、4はそれで終わらせていただきます。
そうしますと中井委員さんの分をとばしまして、10の白浜浄化場乾燥焼却設備等補修工事で、村山委員さんからご指定をいただいておりますので、簡単に説明をお願いいたします。

村山委員 10番につきましては、入札参加者が1名であったということなんですが、3名申し込まれて2者が辞退をされているというところで、適正だったのかどうか確認したくてこれを挙げました。

田中会長 はい。これについて事務局の方からお願いいたします。

足立次長 これも先程来の説明と同じようなことになろうかと思いますが、3者の入札申込みがありまして、この3者を指名して郵便入札という格好になりまして、3者のうち2者が辞退ということで、これも入札の当日、郵便入札の封を開けて、分かる部分でございますので、その残ったアタカ大機という1者の入札ということになった次第でございます。組合の入札制度としては、1者でも正式な入札とされていますものから、1者が参加して、こういった額の入札になったということでございます。

田中会長 村山委員さん、今の説明でよろしいでしょうか。

村山委員 はい。まあ、1者でも有効に成立するというのであれば、それは良いのですが、やはり、先ほどもありましたとおり、辞退の理由が分からないと、なぜこれが1者になったのかということが見えてこないもので、なんとも、これより先、質問もコメントもしようがないところです。出来れば、もし金額的に残りの2者がちょっと厳しい予定価格だったというのが、何かで明らかにしてもらえたら、今度は積算を見直すという行為、次の入札のときにいろいろ考慮できたりするんですけど、それがないとちょっと次に活かせない感じがするので、出来たら辞退の簡単な理由等を書いていただくようにしたほうが、次に繋がるんじゃないかなという気はします。

田中会長 その他の委員さん、ご意見ありましたら。よろしいでしょうか。ご意見ありませんか。

(意見・質問等なし)

田中会長 それでは、今の村山委員さんの辞退理由がほしいという意見がありましたけれども、これはちょっと最後、トータルのところでは話していただきましょうか。個別にたくさんありますので、1件1件の案件というよりも、トータル的なところで審議していただきたいということのお願いで、それを除けば特段の意見なしということではよろしいですね。

(「はい」という声あり)

田中会長 続いて、 21 米子消防署伯耆出張所改修建築工事、指定者は田原委員さんです。よろしくをお願いします。

田原委員 21 も同じ理由です。失格が全て最低制限価格によるものであるということで指定しました。

足立次長 先程来から再三、同じ結果ではございますが、この 21 についても工事入札執行表を見ていただきますと、入札の最低制限価格を予定価格の 85.25 パーセントに設定しておりまして、入札参加者の 5 者のうち 1 者を除く 4 者が下回ったということでございます。入札に関しましては、そういった状況でございまして、これもまた、そういった格好で、最高入札者の落札ということになっているということでございます。以上です。

田中会長 田原委員さんよろしいですね。

田原委員 はい。

田中会長 そうしますと、委員の皆さんでご意見ありますか。

(意見・質問等なし)

田中会長 よろしいですか。では、特段の意見なしということでよろしいですね。

(「はい」という声あり)

田中会長 それでは、次の 31 番、エコスラグセンター溶融設備等補修工事、池田委員さん、村山委員さん、簡単によろしくお願いいいたします。

池田委員 金額が高いのに随契ということで、随契理由がこれで説明が付くものなのかどうなのかということ、あと、例えば、これが随契で最初に独自の設計で設計したら、もうずっとそこで、もうずっと随契を続けていくのであれば、一番最初ですね、当初のユニチカさんが落とされたときに、おそらくそれも想定して、例えば、ユニチカさんであれば、今後保守点検がずっと随契で来るのであれば、最初のはかなり落としても、取っていただきたいというような思いもあるんじゃないかなと思うんですけども、その随契理由の理由とこれの設置したときの当初の、ここに資料があるかどうか分かりませんが、何者が参加されて落札率がどれくらいだったかというのが知りたいと思って挙げさせていただきました。

田中会長 村山委員さん、お願いいいたします。

村山委員 今の説明で僕はもうほとんどないと思うんですが、1 者随契で予定価格は公表されているという話でしたでしょうか。

神庭総務課長補佐 いや、随意契約の場合は、公表しておりません。

村山委員 しておられないですね。では、特にこれ以上はありません。

田中会長 はい。では、事務局で説明をお願いします。

末吉次長 随意契約の理由でございますが、エコスラグセンターといいますのは、西部広域管内のですね、焼却施設から出ます残さ、まあ、焼却灰ですね、これとリサイクルプラザで不燃物を処理するわけですけども、その処理残さ等をあわせてですね、それから、水処理の関係ですけども、浄化場などの汚泥の焼却残さ、これをあわせてですね、高温で、1,300 以上で処理をして、溶融処理という処理をします。それで、非常に特殊な施設ということがありまして、これの設計施工

は、契約業者のユニチカということになるんですけども、設備そのものにですね、独自の設計手法、あるいは特許、そういったものが入っております。それで、これをですね、能力をきちんと維持していくためにはですね、プラントの主体部分に係わる、能力に係わる部分の工事については、やはりメーカーでないとできないということがあるということでございます。それで、その基幹部分というのは、一番大きいのは溶融炉の部分ですけども、ここを中心に全体的に整備が必要なところですので、基幹のところについては、先ほど申しましたような理由で随意契約という形でやらざるを得ないということでございます。それで、その他の、例えば、コンベヤであるとかですね、クレーンですとか、付帯的に独立したような設備についてはですね、ここの補修については入札ということで行っているということでございます。当初からそういう理由でですね、この基幹部分についての保守整備については、ユニチカと随意契約をさせていただいてきております。理由としてはそういうことでございます。

村山委員　　すいません。この工事の落札率が（非公表）パーセントですよ。この高額のあれにしては、ものすごく落札率が高いということにして、当然予定価格が伝わっているのかなと思ったんですけども、こういう独特の技術の工事というのは、積算というのはかなり特殊な方法があるんですか。

末吉次長　　仰るとおりでございます。土木、建築なんかはかなり広くあるんですけども、こういう施設については、なかなかそういう標準的なものがないということがありまして、清掃事業のですね、地方公共団体が構成員というか会員で組織している全国都市清掃会議という、社団法人ですけども、のがあります。そこが、そういった類似したものが全国的にはないということで、以前から調査研究をやっています。積算要領を出しております。これが標準的な手法を示したものなんですけども、基本的にはそういうものに従ってですね、積算をしていくということです。それで、エコスラグセンターにつきましては、また、溶融施設という特殊な、例えば焼却施設だとかは一般的ですが、こういう溶融だけを行う施設というのは非常に少ないということもありまして、一つは廃棄物処理施設の、全国都市清掃会議で発刊しております、廃棄物処理施設点検補修工事積算要領というのがあって、こういうものを基本に積算していく、その前段の中で、補修計画を作る訳ですけども、その辺は先ほども言いましたように、メーカーのですね、ノウハウの部分を実際にありましてですね、ユニチカの方から補修計画等、基本的なものを出されまして、これに基づいて、当然その年次計画の中でですね、優先順位を決めて補修をしていくというようなことでやってきております。それで、仰るようになりますね、じゃあそれが適正かどうかということがあります。そのことがあります。特殊なものがということもありましてですね、実は、そういったことをある程度評価していただくということで、福岡クリーンエナジーという会社ですけども、環境省の方で全国的に、必要な専門知識や経験を補完するための中立的な組織による技術支援が出来るという組織で、4つほど指定してありまして、その中の一つなんですけども、福岡クリーンエナジーという福岡市と九

州電力の共同出資による会社なんですけども、そういう技術支援をしていただける会社で、そこにですね、ユニチカからの補修計画とか積算の中身をチェックしていただいて、その上でユニチカとの綿密な協議をして、交渉も含まれますけども、そういう形で最終的には積算をやっております。ですから、ある程度、予定価格に近いところで随意契約を結ぶという形になっているというふうにとらえています。ですから、補修の内容とか、それぞれの金額とか、外部チェックをした中での契約をしているということでございます。

田中会長 村山委員さん、分かりましたでしょうか。

村山委員 はい。了解しました。

田中会長 そうすると、ご意見をいただきますが、どうでしょうか。よろしいでしょうか、進めさせていただきます。

(「はい」という声あり)

田中会長 それでは進めさせていただきます。そうするとG1の鳥取県西部ごみ処理広域化実施計画策定支援業務、村山委員さんの方から指定がございましたので、お願いいたします。

村山委員 これは、単純な理由で、落札率があまりにも低かったので、(非公表)パーセントとなっていましたので、理由ですとか、他の工事と違って業務に関するもので、ちょっと一ついろいろと見てみたいと思って選びました。

足立次長 これは、工事ではございませんので、最低制限価格というものは設定しておりません。2者の入札でございます、1回の入札において1者が予定価格の(非公表)パーセント、もう1者が(非公表)パーセントの価格で入札しております、現在、うちの組合の方では、工事に係る入札並びに清掃業務に係る入札は、設定しておりますが、それ以外は最低制限価格を設定していませんので、この2者のうち、予定価格の(非公表)パーセントの業者を落札としたというのが、入札の現状でございます。

田中会長 説明について、よろしいでしょうか。

村山委員 結果はそうなんですけども、予定価格が(非公表)円で入札額が200万円台、2者とも200万円台というのは、この予定価格の算定、積算といえますか、そこに問題があったんじゃないかなというふうな思いがあるんですけども、この辺りはどうでしょうか。

足立次長 ご指摘いただいた部分もあろうかとは思いますが、ただ、コンサルという業務、ある程度、ごみの広域化計画の策定支援業務という業務の内容でございます、そのあたりの業者としては、結構こういう落札率で入り込む場合があるかと思えます。

村山委員 これは、他でも同じような。

池田委員 コンサル関係は多いですね、こういう形が。予定価格の、例えば、3分の1とか2分の1とかで入札される方って結構ありますね。コンサル業務はもともとの予定価格の立て方も難しい部分があるんですけども、コンサル業務だとかなり低く入札して取りたいというのが結構ありますね。

村山委員 適正な予定価格というのが大変難しいということ、取りたいということで、素人目で見て、（非公表）なんで、はい、分かりました。

田中会長 はい。指定理由と説明は以上ですが、ご意見のほうがありましたら。進めさせていただきますのでよろしいですか。

（「はい」という声あり）

田中会長 はい。では進みます。すいません、後は中井委員さんの案件で、一覧表の1番からいきますので、1番のリサイクルプラザ回転式破砕機補修工事その1についての指定いただいた理由を簡単をお願いいたします。

中井委員 補修工事でその1、その2、その3とずっと流れて設計してあるようでございますけれど、これを分離発注した理由というのはどういうことがあるのでしょうかということをお伺いしたいです。

田中会長 ちょっと確認させてください。今ここにありますが、その5まで一緒ですか。

中井委員 1、 2、 7、 18、 34が工事名が一緒になっていまして、それを分離発注された理由というのは。

田中会長 はい。5分割された理由について。

岩本主査 リサイクルプラザ回転式破砕機補修工事をその1からその5まで分割しました理由ですけれども、その前に回転式破砕機という機械、設備の説明をさせてもらいたいと思います。多分、皆さんあまり馴染みがないと思いますけれども、これは、リサイクルプラザという施設が不燃物の中間処理施設でありまして、この主要なプラント、機械でございます。それで、重量が75トン、高さが8メートルもあるような大型の破砕設備です。それで、この機械によりまして、金属ですとか、陶器ですとか、ガラス等とかの堅いものが含まれる不燃ごみ、入ってきました不燃ごみを破砕処理する機械でございますので、摩耗ですとか破損ですとか、そういういろいろな消耗の度合いが非常に高い機械でして、年間を通じて適宜、部材の反転使用であったり、劣化部品の取替え又は摩耗部分の肉盛補修等を実施しながら、機器の性能確保に努めているような機械でございます。それで、じゃあ何でこれを分離発注したかということでございますけれども、まず、補修工事を発注するに当りまして、補修内容により大きく分けて二つに分けております。まず一つ目は、機器の主要、いわゆるプラント機器の主要構造物等の取替補修工事でプラント機器に対する相当の知識と技術が要求される工事内容でありまして、ですから、当然、施工対象業者が限定される工事となります。それをまず1番目、それに該当しますが、その1工事となります。それと、続きまして、二つ目の分類ですけれども、これはその機器の消耗部材等の肉盛補修であったり、消耗部材の取替えだったりということで、プラント機器の補修の経験を要する程度の工事内容であって、あまり施工対象業者が限定されない工事ということで、それに該当しますが、その2からその5の工事が該当する内容になりますけれども、一応大きく分けてこの二つに工事内容より分類しております。それで、尚且つ、その2からその5に分けております理由ですけれども、先ほど申しました消耗部材等の肉盛補修ですとか、取替工事、これらは、年間を通じて部材の消耗具合、あるいは

劣化状況を確認しながら、取替補修が必要なときに適宜整備を行って、機器の性能を確保する工事でございますので、日常の機器の保守点検等によって機器の状況等を確認しながら、必要な整備補修を適切な時期に行った方が、より適切で効率的な機器の保守整備が図れますから、一年間を一応、四半期ごとの4工事に分けまして発注しております。以上の理由で、5本の工事に分類して発注したということでございます。

田中会長 はい。ただいまの説明でよろしいでしょうか。

中井委員 分かりましたけども、大きく分けて二つに分かれるということであれば、別段二つに分けて発注しても良いんじゃないかと思うんですが。

岩本主査 先ほどもちょっと説明させていただきましたけれども、消耗部材等の取替に分類するような、いわゆる比較的安易な工事といいますか、あまり技術を要しない工事、これについて、実は、前年度、平成20年度に一括して出した経緯がございまして、その時に応札業者がなかったという経緯もございまして、それで、先ほどもちょっと説明させてもらいましたけど、この工事は一度にポンと予定の部分を直してしまえば良いという工事じゃなくて、摩耗の状況をうちの方で確認しながら、必要なときをお願いしますという形での補修対応になりますので、そうすると、年間を通じて常時、手を使うような内容です。それと、あと、摩耗の状況を確認しながらの内容になりますので、うちの方も発注形態としては、状況を見ながら発注させていただいたほうが、より適切な発注が出来るんじゃないかなということで、一応四半期に1回という形で、工事を4つに分けて3ヶ月ごとに発注するというような形の形態をとっております。

中井委員 摩耗の具合なんかの点検は、誰がやられるわけですか。

岩本主査 うちの職員がやります。

田中会長 はい。皆さんご意見がありましたら。

池田委員 今の分ですけど、1と18、この二つはちょっと専門的な部分だという解釈なんですか。といいますのが、王子さんが1と18を取られて、2が新明和、3が後藤、最後が日成さんかな。

岩本主査 いいえ、そうではございませんで、先ほども言いましたけど、比較的に高度な知識を要するんじゃないかなという、いわゆる主要部分ですね、プラントの主要部分に係わる工事というのはその1でございます。それで、あとその2からその5については、比較的、プラントに携わったことのある業者さんだったら扱えるんじゃないかなという内容の工事でございます。

田中会長 はい。その他ご意見ありましたら。

村山委員 今の、その2からその5までありまして、大体似たような落札率で来てるんですが、その5だけがぐり下がりましたよね。これは。

岩本主査 金額が下がった理由でございますか。

村山委員 理由といいますか、34番を見ますと他の3者に比べてかなり安いんですね。これは、実際これで請負されたわけですがけれども、特に品質面とかどうこう問題はなかったわけですね。

岩本主査 それは、ございませんでした。ですから、先ほどから話が出ております、最低制限価格の制度でございますけれども、34番、その5の工事については、入札方式が随意契約になっておりますので、最低制限価格が設定されないという形ですので、それで思い切った金額を入れられた業者さんが取られたと。

村山委員 130万円以下ということで、ということですよ。

岩本主査 そうです。

村山委員 ということは、今後も、130万円以下になるように、例えば、今は年に4回ですけれども、もっと細かく区切ることは可能なんですか。2ヶ月に1回というようなことは可能なんですか。

岩本主査 やらうと思えば可能ですけれども、ただ、それが適正かどうかということになりますと、ちょっと分かりませんが、例えば2ヶ月間の工事で抽出することは可能です。ただ、全部が全部130万円以下になるのかどうかは分かりませんが、可能ですけれども、そこら辺はどうか、それが適正なのかどうかは分かりません。

池田委員 あまり細かく区切ると、操業しながらの点検ですので。

岩本主査 その煩雑さは出てくると思います。

村山委員 その辺のバランスもありましょうけど、ただ金額だけで細かく区切れれば良いというものでもないということですね。ただ、検討するあれかもしれませんね。

田中会長 せっかく分離発注しながら、これ同一業者ですよ、4者全部。その理由は。

岩本主査 入札に応じた業者が同じ業者ということですか。

田中会長 要するに、見積り随契でしょ。競争入札じゃなくて見積もりによって最低の者と随契したんですよ。これをどういう選定をされたのか。参加型ですか、これ全部、今の2から5までの全てが参加型で、たまたま同一業者になったということですか。

岩本主査 これは、指名になりますので、この業者を指名して見積りを取ったと。

末吉次長 予定価格が130万円以下の工事ですので、随意契約ということで、見積もりを業者から取った、その比較をしたということです。それで、他の工事は参加希望型の入札ですので、あくまでそれは、参加希望の会社が参加するという形になるかと思えます。

田中会長 そう言われますけども、言われると、奇しくも4業者で全部同メンバーですよ。違ってはいますか、もし違っていたら。

岩本主査 そうです。その5は、うちの方が指名してはいますが、結果的には同じ業者になっております。同じ業者の4者が入札に応じています。

田中会長 はい。皆さんの何かありましたら、皆さんの方でどうでしょうか。

岩本主査 すいません。先ほどの4者の件でございますけれども、プラント機器でございますので、一般の汎用機器と違いまして、どうしてもプラント機器を扱える業者さんというのは、やっぱり限られてきますので、そこら辺で顔ぶれが似たような顔ぶれになり易いということは、あると思います。

池田委員 もう一点よろしいですか。

田中会長 はい。

池田委員 大体、米子市の業者が結構あるようですが、新明和、これは横浜の業者ですよ。これは本社の横浜ということですか。支社がこちらにあるとか。

岩本主査 そうです。米子の方に。

田中会長 そうしますと、その1からその5、指定番号の 1、 2、 7、 18、 34までは説明されて、止むを得ないかなというところでしょうか。それとも何かあれば発言してください。よろしいですか。

(意見・質問等なし)

田中会長 それでは、一覧表の番号順に伺いましたけれども、一覧表の 1、 2、 7、 18、 34が、今一括審議されたということで、その5案件については、特別意見がないという扱いにさせていただきますので、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

田中会長 はい。そうすると、中井委員さんの一覧表番号4のリサイクルプラザ搬送設備補修工事その1について、説明をお願いします。

中井委員 これは、4と11に関連する案件だと思いますので、4と11で質問させていただきます。入札参加型のあれですが、業者が7から8業者あるんですが、それが参加して入札を行った際に同一業者が受注している状況になってますよね。だから、それは何か事前にそういう情報が漏れているかなという感じが否めないんですが、その辺はいかがですか。

足立次長 中井委員さんのご質問に回答させていただきます。入札に当りましては、発注表を組合のホームページに掲載します。それで、参加希望を募ります。案件の概要と予定価格、最低制限価格の計算式並びに発注表の記載について公表します。設計書、仕様書もホームページに掲載し、図面は入札参加条件として、指定販売店で購入する方式を取っておりまして、全ての入札業者に同じ状況でございます。特定業者に情報が漏れたということではございません。

田中会長 よろしいですか。

中井委員 ただ、それはそうでしょうけど、結果、参加されたのが7から8業者あるんですよ、それで同一業者が二つとも同じように取っているということが、その間で何か、業者間の連絡があって、談合的なものがあったというふうに感じるんですが、その辺はどうですか。

足立次長 私ども入札に当りまして、そういう懸念を受けても、そういうことがあったということは、情報としていただいておりますので、適切な入札として処理をさせていただきます。

中井委員 全然疑問は起きなかった。

足立次長 これに関する以外でも、推測をすれば、いろいろ疑問があるということはおたくさんございますので、そういったことをすればきりがありませんから、ある程度、談合情報等があれば、こちらの方で審査して、判断させていただくんですが、そういうものがございませんので、適正な参加で適正な入札がされたということで処理させていただきます。

中井委員 この案件の工事、搬送設備補修工事について、何年くらい前からやっておられるんですか。

岩本主査 これは、この年が初めて、この件名で出したのは初めてだと思います。

田中会長 よろしいですか。その他の委員さんご意見がありましたらどうぞ。

岩本主査 すいません。

田中会長 はい。

岩本主査 先ほどの搬送設備補修工事の件ですけれども、前年にも1件出しております、同じ件名で。同じ件名では出ておりますけれども、実際、同じ搬送設備という件名ではございますけれども、工事内容は、リサイクルプラザという施設にはたくさんさんの搬送用のコンベヤがございますけれども、そのコンベヤを適宜、修理が必要なコンベヤについて補修を掛けていきますので、前年度と同じコンベヤを対象にした工事ではありませんし、今回その1とその2に搬送設備が、平成21年度は二つに分かれておりますけれども、これにつきましても、内容は違ったコンベヤ、修理対象となるコンベヤは違ったコンベヤということで、工事内容がそれぞれに異なっております。

中井委員 ちなみに、この7から8者の業者名が分かりますか。同じような業者ですか。

岩本主査 搬送設備のその1につきましては、資料の4、そちらの方に資料がございますので、そこに業者名が書いてございますけれども、新明和ウエステック以下7者、それと、その2が資料の11になりますけれども、こちらが、やはり新明和ウエステック以下4者になっております。それで、その2の方の4者の中で王子エンジニアリングさんが一番安かったので落札という形ですけれども、その1の方は、かえていただいて4の資料の工事入札執行表のところに、入札に応じた業者の一覧と入札金額が出ておりますけれども、こちらの方を見ていただきますと分かりますけれども、7者、一応入札には参加しておりますけれども、いずれも最低制限価格を下回ったということで、他の業者さんは全部失格になったという形で王子さんが落札されたという内容になっております。先ほどから入札の最低制限価格の話が出ておりますけれども、最低制限価格が、これが経費の5分の1が掛かっていたりということで、きちんとした設定が幾らになるということは、業者さんは分かりませんので、そうした時に先ほどのその1工事を見ていただきますと、王子さんだけが対象になりましたけれども、そのほかの業者さんも王子さんに売ったとかそういった内容ではなくて、真剣に入札に参加された結果、たまたま最低制限価格を下回ったために、やむなく落札できなかったという内容じゃないかなと推察できるかと思っておりますけれども。

中井委員 はい、分かりました。

田中会長 その他、ご意見のほうがありましたら。他の委員さん、ご意見のほうはよろしいですか。意見なしということにさせてもらってよろしいですね。

(「はい」という声あり)

田中会長 では、終わらせていただきます。そうしますと、全部終わりましたね。そうしますと、個別案件で特段の意見はありませんでした。まあ、それなりに意見をい

ただいたりしましたけれども、止むを得ないかなということだろうと思いますので。ただ、途中で、村山委員さんからあったときに、発言させていただきましたけれども、失格が多いということと辞退者が多いということ、全般的に、このあたりがちょっとどうかなと、私自身は気がしておりますので、個別案件とは別にその辺り、委員さん方のご意見がありましたら、お伺いいたしましょうか。

池田委員 辞退者は、例えば希望したけども、専門的な技術がなくて辞退ということがある程度あるでしょうし、一番気になるのは価格、こんな価格ではやっとなんわということで辞められる方というのも結構あると思うんですね。そのときに、予定価格というのが、本当にそれで妥当なのかどうなのかということを検証するためには、価格で辞めたのかどうなのかとか、その辺の話をですね、業者さんに聞くというのも一つあるのかなという気がして。私も以前いたときも、辞退者が多いということで、それはなんでだと、価格がこの価格ではとてもじゃないけど、みんな受けんといっとるということが、結構あるもんでして、やっぱりその価格設定を見直していく必要もあるんでしょう。やっぱり辞退の理由というのはある程度は何か把握された方が良いのかなという気が実はします。

岩本主査 辞退の理由ですけども、業者さんが正直に、例えば技術が自分のところに合わないとか、これに足りないとか、そういうことを正直に書かれれば、それはそれで良い資料になるかなと思うんですけども…。

田中会長 そういう話でしたらちょっと控えてください。我々審議委員として、説明に辞退の理由等がありませんでしたので、それをどうするかということで、今後、来年度からの審議について、辞退理由もとった方がいいんじゃないかということが、我々の審議会ですらまれば、そういう話をちょっと付けさせて頂きますし、ということで、その今、その理由はいろいろあると思いますけれども、それはちょっと控えていただけますか。

岩本主査 はい、失礼いたしました。すいませんでした。

田中会長 ということでどうでしょう、ご意見がありましたら。今、池田委員さんの方から辞退の追跡調査というか、今後の指名入札についての参考になるんじゃないかということがあります。これについては、異論ありませんか。

(「はい」という声あり)

田中会長 では、まず、辞退が多いことについての対応として、今後は追跡調査というか、辞退理由を簡単に徴取されたら良いんじゃないかということの意見にしましょうか。よろしいですね、事務局さん。

足立次長 入札が終わった時点で、案件により、辞退が多かったという場合には、追跡的に、調査というより、アンケート的に、アンケートでどうだったかと、辞退はどうだったのかと問うてみたら、ある程度資料に出来るのかなと思います。

田中会長 そのことはしていないということだったですね。今までのところは。

足立次長 はい。

田中会長 では、辞退については、そういうことの意味でということで、審議会ですらまとめさせていただきます。失格についてはどうでしょう。

- 村山委員 やはり、かなり不自然な感じが。この最低制限価格というのは、不当なダンピングを防ぐために作られている制度なんですけども、その網にほかの業者が全部引っかかってしまって、結局、最高入札額で入札したところが契約になるというのは、どう考えても不自然な感じが、まあ、現在のところ、じゃあどういう形で防いだら良いのかというアイデア自体が、今、ちょっと具体的に浮かんでないので、なんとも言えないんですけども、非常に、やっぱり、不自然な感じは受けるというか、不公平といいますか…。
- 田中会長 関連して委員の皆さんご意見ご質問ありましたら。
- 池田委員 この最低制限価格を下回って失格が多いなというイメージはありました。なんでなのかなあという。そんなにこう、最低制限価格を下回った者が、一つの入札で何者も出るというのは、割と経験がないものですから。
- 田中会長 ちょっと、今の 31 のところの説明で、課長さんの方から社団が積算要領を作っているの、それを利用というような話がありましたが、実際に職員さんが積算要領か何かで積算しておられるんですか。予定価格の基となっている設計金額というのは。
- 末吉次長 そのとおりです。
- 田中会長 溶融は、特殊だから、コンサルに頼んだということですか。
- 末吉次長 基本的に設計したものを、またチェックをお願いするというのがありますが、基本は職員です。
- 池田委員 最低制限価格のここは公表してあるんですかね。直接工事費プラスというところは。
- 足立次長 公表してあります。
- 池田委員 では、例えば希望して設計書を見てすると、大体この最低制限がどのくらいかというのは、普通、設計を計算していけば分かるのに失格が多いというのは、ギリギリで取りたいという思いなんではなかね。必ず取りたいという思いが結構あるということなんではなかね。ちょっと分かりませんが、それしかちょっと理由が思い浮かばないですね。
- 足立次長 大体似たような所までの設計までは、多分計算されると思うんです。そこからの落としたいという思いがあるんじゃないかなと思います。
- 田中会長 4の6者失格なんていうのは、ちょっと不自然に思うんですよね。ですからその辺が、非常に難しい仕事、案件ですので、設計金額の出し方というのが大変だと思うんですよね、職員さんとしても。それで、それを如何にするかということで、職員がやっているということですけども、まあ業者から見積りを取られて、それが設計金額になっているようなことでもあるとするならば、1者になってしまったら、その辺りの改善する余地があれば改善していただきたいという気がします。
- 足立次長 今、該当になっておる環境資源課の関係は、きちんと職員が設計しておりますので見積りを取って安易な設計ということではございません。今問題になっているところは、全て職員で設計、積算しております。

田中会長 職員さんが努力しておられるということですね。

池田委員 外部チェックも入れて行っているということなので、良いと思います。特に専門性が高い工事が多いので、工事業者が限定されるということがあったり、厳しいものがあつたりして、まあ、そこら辺をきっちりと説明できるようにしておかれたほうが良いのかなと。どうしても業者が固まってきちゃいますよね、専門性の部分が結構あるので。難しい部分もあるのかなと。

足立次長 その面についても、限定が偏りすぎますものですから、もうちょっと広範に業者に参加いただきますように、葉書を出したりといろいろなことはしたんです。それで、案件によっては、広島県の方から参加してこられたりとか、1件、2件、向こうはメーカーさんの下請けさんみたいなところが目を向けてくれるところが、1件、2件は出てきておりますので、そういった改善は出てくると思っております。

村山委員 1回目の入札で全者失格というのもたくさんありますか。これ以外で。

神庭総務課長補佐 1回ございます。

村山委員 1回だけですか。1者だけが基準を満たしていたというケースはこれ以外にもありますか。

神庭総務課長補佐 あります。

田原委員 すいません。ちょっと要望なんですけども、前回いただいた資料2という入札及び契約の運用状況資料の一覧表がありましたが、ここの資料の備考の欄に「くじ引き」というのは入ってるんですけど、ここに辞退とか失格の件数を入れていただければちょっと見やすくなるかなと思ったりします。

足立次長 備考欄でございますね。分かりました。次回からその様にさせていただきます。

田中会長 その他委員さんの方でご意見ございましたでしょうか。ないようでしたら、審議事項の方を終わらせてもらってよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

田中会長 では、日程の審議事項を終わらせていただきます。

その他

田中会長 そうしますと、その他ありますか。事務局の方でありますか。

足立次長 事務局の方からはありません。

田中会長 委員さんの方からはありませんか。ちょっと事務局さん不勉強で教えていただければ、諮問ではないということでしたよね。まだ、諮問ではないので、答申という形ではないので、意見ということでしたよね。それは、条例のどこによるのでしたでしょうか。どういう形でこの結果を報告すれば良いですかね。

神庭総務課長補佐 今日の会議録をまとめさせていただきますので、委員さんの意見等を受けておりましたので、それを箇条書きにしまして、こういう要望がありました、意見がありましたということで、会長さんにまた見ていただきまして、管理者の方に意見を述べるができるというふうになっていますので。

田中会長 その意見をこの審議会として、特段はありませんけれども、私としては、辞退

についての追跡調査というか、理由把握をして欲しい、というよりもされた方が
良いんじゃないかということと、それから、失格者がかなり多く目に付くと、こ
れについての対応を何か検討されてはということ、最後皆さんに諮って、この
2つを会の結論にしようかと思っておりました。その意見というか、報告とい
うか、どういう形ですのかなと、審議会の報告をするということは条例にはな
いようすし、どういう形ですのかなと。

神庭総務課長補佐

条例第2条第2項に「前項に定めるもののほか、審議会は、入札及び契約に関
する事項について、管理者に意見を述べることができる。」ということになってお
りますので、今回の会議の結果とともにこういう意見がありましたというふうに
報告させていただければと思います。

田中会長

それは書面ではなくて事務局さんが議事録で。

足立次長

会議録を見てもらってそのとおりで良いということになれば、うちの方から上
げさせていただきます。

神庭総務課長補佐

会長名でという格好にするか、うちのりん議で内容だけ書いてというふうにし
るか、会長さんにご相談いたします。

田中会長

皆さんに共通認識をしてもらっておかないといけないので、審議会ということ
だから、けじめが、最後のけじめがいるんじゃないかなという気がします。

池田委員

意見ということで会長名で文書を出すということが良いのではないのでしょうか。

田中会長

それでは、個別には特段意見はなかったけれども、失格と辞退について、今言
ったような内容で、この審議会の意見とするということで、それを皆さんが確認
しないといけないということであれば、もう1回寄ってもらわないといけません
けれども、任せていただけるということであれば、事前に、報告前に各委員さん
お配りしてもらいましょうか。会長名で、意見として文章化したものを委員さん
に配っていただいて、何日か一週間ほどでも時間を置いて、意見があれば、不適
切であればお知らせくださいということで、事務局の方で意見を聴取していただ
いて、問題があれば、開くような問題であれば開いてもらい、そこで修正して終
わるようであれば、事務局で修正してもらって、私が確認させてもらって、意見
とするというような形で、委員さん、事務局さん、共通認識でよろしいですか。

(「はい」という声あり)

田中会長

では、そういうことにさせていただきたいと思います。こういう大きな審議を
したという残しとして、特に気の付いた、辞退が多いということ、それから失格、
これはまあ、特殊な工事のある部署ですから、若干止むを得ないと思いますけど
も、予定価格の問題とか、もうちょっと突き詰めれば、何かあるかなという気も
いたしますので、そのことをちょっと意見として加えさせていただいて、審議会
を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

(日程4)閉会

田中会長

それでは、第2回の審議会をこれで終わらせていただきたいと思います、最

初の案件で我々の見解というか、統一で時間がかかりましたので、後がどうか
なと思いましたが、協力をいただきまして、思ったよりも早く終わらせていた
だくことが出来まして、委員の皆さん、事務局の皆さんに感謝とお礼を申し上
げますが、年1回、また来年のこの辺りにお会いして、審議をしたいと思いま
すが、事務局の方も大変ですけれども、今、非常にとやかく言われる時代にな
っておりますので、きちんとした処理をお願いしたいということをお願いして
おきますし、資料につきましても大変だろーと思いますが、よろしくお願
いいたしまして、第2回の審議会を閉じさせていただきます。どうも大変ご
苦労様でした。ありがとうございました。

閉会 15 : 50